

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	増毛町住民票関連事務評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

増毛町は、住民票関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

北海道増毛町長

## 公表日

令和3年12月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民票に関する事務
②事務の概要	<p>市町村が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>増毛町は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成  (2) 転入、転居、転出、世帯変更等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正  (3) 住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置  (4) 転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知  (5) 本人又は同一の世帯に属する者、その他法で定める者の請求による住民票の写し等の交付  (6) 住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知  (7) 地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会  (8) 住民からの請求に基づく住民票コードの変更  (9) 個人番号の通知及び個人番号カードの交付  (10) 個人番号カード等を用いた本人確認</p> <p>なお、(9)の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③システムの名称	<p>総合行政システム(住基システム)、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー</p> <p>※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内市町村CS部分について記載する。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
住民基本台帳ファイル、本人確認情報ファイル、送付先情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第7条・第16条・第17条 住基法第5条・第6条・第7条・第8条・第12条・第12条の4・第14条・第22条・第24条の2・第30条の6・第30条の10・第30条の12
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 実施する  2) 実施しない  3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85-2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課
②所属長の役職名	町民課長

<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	増毛町(総務課情報管理係) 増毛郡増毛町弁天町3丁目61番地 0164-53-1666
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	増毛町(総務課情報管理係) 増毛郡増毛町弁天町3丁目61番地 0164-53-1666

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ] 委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ] 提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	I-5① 部署	北海道増毛郡増毛町 税務町民課	町民課	事後	
令和1年6月21日	I-5② 所属長	税務町民課長 石垣 芳夫	町民課長	事後	
令和1年6月21日	I-7 請求先	増毛町(総務課情報管理室) 増毛郡増毛町弁天町3丁目61番地 0164-53-1666	増毛町(総務課情報管理係) 増毛郡増毛町弁天町3丁目61番地 0164-53-1666	事後	
令和1年6月21日	I-8 連絡先	増毛町(総務課情報管理室) 増毛郡増毛町弁天町3丁目61番地 0164-53-1666	増毛町(総務課情報管理係) 増毛郡増毛町弁天町3丁目61番地 0164-53-1666	事後	
令和1年6月21日	II-1 対象人数 計数時点	平成27年2月27日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	II-2 取扱者数 計数時点	平成27年2月27日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	IV	記載なし	新規記載	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月10日	I-1② 事務の概要	<p>(1) 個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成</p> <p>(2) 転入、転居、転出、世帯変更等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正</p> <p>(3) 住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置</p> <p>(4) 転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知</p> <p>(5) 本人又は同一の世帯に属する者、その他法で定める者の請求による住民票の写し等の交付</p> <p>(6) 住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知</p> <p>(7) 地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会</p> <p>(8) 住民からの請求に基づく住民票コード及び個人番号の変更</p> <p>(9) 個人番号の通知及び個人番号カードの交付</p> <p>(10) 個人番号カード等を用いた本人確認</p> <p>なお、(9)の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、総務省令により機構に対する事務の一部の委任が認められている。</p> <p>そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>	<p>(1) 個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成</p> <p>(2) 転入、転居、転出、世帯変更等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正</p> <p>(3) 住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置</p> <p>(4) 転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知</p> <p>(5) 本人又は同一の世帯に属する者、その他法で定める者の請求による住民票の写し等の交付</p> <p>(6) 住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知</p> <p>(7) 地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会</p> <p>(8) 住民からの請求に基づく住民票コードの変更</p> <p>(9) 個人番号の通知及び個人番号カードの交付</p> <p>(10) 個人番号カード等を用いた本人確認</p> <p>なお、(9)の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。</p> <p>そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>	事後	
令和3年12月10日	I-1③ システムの名称	<p>総合行政システム(住基システム)、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー</p>	<p>台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー</p> <p>※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内市町村CS部分について記載する。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月10日	I-3 法令上の根拠	番号法第7条・第16条・第17条 住基法第5条・第6条・第7条・第8条・第12条の1・第14条・第24条の2・第30条の6・第30条の10・第30条の12	番号法第7条・第16条・第17条 住基法第5条・第6条・第7条・第8条・第12条・第12条の4・第14条・第22条・第24条の2・第30条の6・第30条の10・第30条の12	事後	
令和3年12月10日	I-4② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	番号法第19条第8号 別表第二(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85-2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	事後	
令和3年12月10日	II-1 対象人数 計数時点	平成31年4月1日 時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和3年12月10日	II-2 取扱者数 計数時点	平成31年4月1日 時点	令和3年12月1日時点	事後	